

庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業者募集に係るプロポーザル評価項目

1 趣旨

庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業者募集に係るプロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく設置事業者の選定については、次のとおり行うものとする。

2 評価の方法

庁舎広告付き番号案内表示システム設置事業者募集に係るプロポーザル選定委員会委員(以下「選定委員」という。)による主観的評価と客観的評価を合わせ、総合的に評価する。

3 評価項目及び評価点数

次頁

4 その他

- (1) 審査項目に関する評価基準については、公表しない。
- (2) 選定委員の氏名については、公表しない。
- (3) 参加者が1者となった場合において、各選定委員の評価点の平均が基準点数(60点)に満たないときは、優先交渉権者として決定しない。
- (4) 評価点が高点となる場合は、くじで順位を決定する。

(評価基準)

客観評価	25点
納付金の額 (20点)	
類似事業の実績 (5点)	
主観評価	75点
事業趣旨の理解・積極性 (5点)	
番号案内表示システムの仕様等の提案 (30点) (機器の仕様、構成、台数等)	
広告等表示モニターの仕様等の提案 (10点) (機器の仕様、表示内容等)	
管理・メンテナンス体制 (10点) (省エネ、消耗品の補充方法、緊急時の対応等)	
緊急時の対応 (10点) (保険加入、緊急時の体制等)	
その他の独自提案 (10点)	